

自衛隊員の数は、定員より約1万9000人も不足し、その募集のために、防衛省は全国の自治体に対し、募集対象者情報（18歳、22歳の個人4情報、氏名、住所、生年月日、性別）の提出を求めています。現在、この要請に応じる自治体が急増し、全国で約6割となっています。奈良市は2022年度まで閲覧対応でしたが、2023年度から紙媒体での名簿提出に変更することを決定し、除外制度の創設と自衛隊との覚書締結を行った後に、2023年2月、6419人の全対象者の情報・本人同意なしの提出を実行しました。

自己に関する情報をコントロールする権利は、憲法13条に基づく基本的人権です。個人情報保護法ならびに住民基本台帳法は、個人情報の外部提供を原則禁止しています。自衛隊法97条と同施行令120条には提出を義務付ける規定はありません。隊員募集のための、同意なし個人情報提出は、憲法及び個人情報保護法制に違反します。

これを許さないと、奈良市の18歳現役高校生 RYU（ニックネーム）が裁判の原告になることを決意しました。当事者である青年本人が原告となる全国で初めての裁判となります。23年10月14日に、裁判を支援する会を結成。募金活動などを開始し、13名の強力な弁護団が結成され、まもなく奈良地裁への提訴を予定しています。

自衛隊の現状は安保法制の制定、安保3文書の改定により、もはや憲法違反が明白です。この裁判では、自衛隊の違憲状態を正面から問う憲法裁判とするべく準備をすすめています。恵庭、長沼、砂川、イラク裁判などのたたかいを引き継ぐたたかいです。全国からの支援をお願いします。（裁判支援する会・奈良県平和委・河戸憲次郎）